

テーマ7：先導的な教職科目の在り方に関する研究

1 本テーマの趣旨

小学校における「外国語」の教科化や、プログラミング教育の充実等今般の学習指導要領の改訂を踏まえた内容や、その他 21 世紀に生きる子どもたちへの教育として求められる内容を教員の養成段階で身に付けられるよう、教職課程には、新たな教育課題に対応した不断の改善が望まれる。

このため、各教職課程における先導的な取組の実施状況について客観的に把握することで、全国の教職課程において効果的な改善の検討の一助となる調査研究を実施する。

2 調査研究内容

新たな教育課題への対応について、全国の大学の教職課程における実施状況をアンケート等により調査し、現状を分析する。また、特徴的な取組を事例として収集する。

対象とする分野は、以下のとおり。以下の中から 1 つ又は複数の分野を選び、教職課程外の取組も含めた各大学の実施状況を効果的に把握できる調査項目・調査方法を検討し、調査及び分析を実施する。

- ・小学校教員養成における英語力・英語指導力の向上のための取組
- ・幼、小、中、高の教職課程におけるプログラミング教育及び ICT 活用の指導力向上のための取組
- ・外国人児童生徒への理解や指導力向上のための取組
- ・発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を要する児童生徒への理解や指導力向上のための取組
- ・理数等の教科横断的な教育内容に係る指導力向上のための取組

※調査研究の途中の段階において、随時文部科学省教育人材政策課に報告及び相談を行うこと。

3 公募対象

(1) 学校等設置法人

※大学を設置する法人に限る

(2) (1) 以外の法人格を有する団体（別紙様式 5 を提出すること）

※大学の教職課程に知見のある団体に限る

(3) 法人格は有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体

(別紙様式 5 と 6 を提出すること)

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

テーマ 8：教職課程の質の保証・向上を図る仕組みの構築

1 本テーマの趣旨

現在、教職課程の質保証・向上に関する国の措置として、課程認定における審査や課程認定後の中央教育審議会委員による実地視察が行われている。しかしながら、課程認定については認定を受けた後は法改正や学科等の改組がない限り再度認定を受ける仕組みにはなっておらず、また実地視察については視察できる大学数に限りがある。教職課程の質の継続的な維持・向上のためには、まずは各大学自らが責任を持って取り組むとともに、第三者の視点による評価を受けることで改善・充実を行っていくことが必要である。

平成 29 年度の本事業による「教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究報告書」（公益財団法人大学基準協会高等教育の在り方研究会、平成 30 年 3 月）によれば、多くの大学で内部質保証のための取組が行われている。また、第三者評価については、国立大学法人東京学芸大学では、学士課程における教員養成教育の評価システム（「日本型教員養成教育アクレディテーション・システム」）を開発し、評価活動が行われているところである。こうした先行する取組の成果を活用しつつ、さらに促進、充実していくことが必要である。

中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月）では、第三者評価に関し、「大学の教職課程の第三者評価については、地域や大学の特性、学部等の専門分野などに応じて、将来的には様々な評価主体によって全国的に取り組まれることが期待される。このため、国としても教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について今後検討していくことが望まれる。」と提言されている。これを踏まえ、大学の特性に対応した多様な評価方法の開発、実施を促進することが有益である。

このため、本調査研究は、第三者評価の在り方の検討を行うことを目的とするものである。

2 調査研究内容

○教職課程に係る第三者評価の在り方に関する以下の調査研究を実施する。

【教職課程の第三者評価の在り方の検討】

- ・教職課程を置く大学の多様な規模や設置形態等に留意しつつ、教職課程に係る第三者評価の観点、手法、実施組織及び評価者・被評価者への FD・SD 等の在り方について検討を行うこと
- ・可能な限り各大学の状況を踏まえて検討を行うことができるよう、多くの大学の協力を得られる体制を確保すること

○調査研究の途中の段階において、随時文部科学省教育人材政策課に報告及び相談を行うこと。

3 公募対象

(1) 学校等設置法人

※大学を設置する法人に限る

(2) (1) 以外の法人格を有する団体（別紙様式 5 を提出すること）

※大学の教職課程に知見のある団体に限る

(3) 法人格は有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体

（別紙様式 5 と 6 を提出すること）

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

テーマ9：教科教育コアカリキュラムの研究

1 本テーマの趣旨

従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から、例えば初任者が実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力を十分に身に付けていないなどの批判を受けてきたところである。こうしたことを背景として、以前より教職課程の質的水準の確保に資するコアカリキュラムの作成が求められており、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月）でも「大学が教職課程を編成するにあたり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。」と提言されていた。

これを踏まえ、平成29年11月、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」において、全ての大学で共通的に修得すべき資質能力を示した教職課程コアカリキュラムが、まずは学校種や職種の共通性が高い現行の「教職に関する科目」について作成された。また、このほか、小学校・中学校・高等学校の英語教員に関するコア・カリキュラムや、幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究が行われてきた。

これらに加えて、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会では「その他の学校種・教科におけるコアカリキュラムについても今後順次整備されることを求めたい。」との提言が出されていた。

以上のような事情を踏まえ、さらに教職課程の全国的な質を向上させていくため、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法についても各教科の特性を踏まえたコアカリキュラムを検討することとしており、本事業により、平成29年度においては小学校の教科教育モデルコアカリキュラムの研究を、また、平成30年度においては、中学校及び高等学校の教科教育モデルコアカリキュラムの研究に向けた国立大学の教員養成大学・学部の教職課程の実態調査を行ったところである。

本年度の調査研究においては、拡充期を迎えた教職大学院の教職課程を対象に加え、引き続き中学校及び高等学校の教科教育コアカリキュラムの検討に向けて必要な基礎情報の収集及び分析に関する調査研究を行うものとする。

2 調査研究内容

○ 以下の点について留意しつつ、

- ・音楽、美術、保健体育（保健を含む）、技術、家庭、情報の中学校教諭養成課程又は高等学校教諭養成課程を置く大学

又は

- ・教職大学院

における教科に関する専門的事項及び各教科の指導法に関する教育の状況について、基礎情報の収集及び分析を行うこと。

- ① 教育職員免許法施行規則第4条第1項表備考第2号に規定する一般的・包括的な内容を扱う科目において、どのような内容及び必要単位数を設定しているか。
- ② 教職課程において一般的・包括的な内容の科目も含め、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法の科目を修得させることにより、どのような資質・能力を有する教員の養成を目指しているか。また、それは、当該教職課程を置く学部・学科等の学位課程において育成を目指す資質・能力（ディプロマ・ポリシー等）とどのような関係にあるか。
- ③ ①②について、中学校教諭養成課程と高等学校教諭養成課程において異同があるか。また、幼稚園又は小学校教諭養成課程と中学校又は高等学校教諭養成課程を併せ持つ学部・学科等とそれ以外の学部・学科等において異同があるか。
- ④ 教職課程を置いている各大学において、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法に関し履修が必要とされている単位数・担当教員その他の基礎的なデータ、当該科目の内容及び構成その他の当該科目についての認識。

- ⑤ 教職大学院については、平成 29 年 8 月に取りまとめられた「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて（国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書）」を踏まえ、教育内容が子供の実態に即応した「理論と実践の往還」を実現する教科領域であるための質保証の仕組みがどのようになされているか。
- 調査研究に当たっては、可能な限り全国的な大学の教職課程の状況を把握できるよう、多くの大学の協力を得られる体制を確保すること。また、調査研究の途中の段階においても、随時文部科学省教育人材政策課に報告及び相談を行うこと。

3 公募対象

(1) 学校等設置法人

※大学を設置する法人に限る

(2) (1) 以外の法人格を有する団体（別紙様式 5 を提出すること）

※大学の教職課程に知見のある団体に限る

(3) 法人格は有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体

（別紙様式 5 と 6 を提出すること）

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。